

歴史博物館特別展映像制作等業務仕様書

1. 業務名 歴史博物館特別展映像制作等業務

2. 業務の概要
 - (1) 履行期間 契約締結日から令和7年8月31日（日）まで
 - (2) 納入場所 葛城市忍海250番地1（葛城市歴史博物館）
 - (3) 対象文化財 国指定重要無形民俗文化財「當麻寺練供養」
 - (4) 業務目的 所作や人々の姿を記録保存し、博物館としてのアーカイブ化及び映像公開に供するため。
 - (5) 撮影日数 12日間
 - (6) 編集期間 24日間
 - (7) 特記事項 3Dスキャニングする対象物は、発注者の指示に従うこと。
映写設備は、歴史博物館1階常設展示室エコフロアでの上映を前提として選定すること。

3. 業務に関する指示事項
 - (1) 基本方針
 - ア. 優れたデザイン性により多くの人の興味・関心を惹きつけるものとする。
 - イ. 大型スクリーンを用い、実物のスケール感を視覚的に訴求する映像を制作すること。
 - イ. 當麻寺練供養の魅力についてわかりやすく、理解しやすい内容とする。
 - ウ. 各コンテンツは、外国人に対しても訴求力・魅力あるものとして多言語化（英語・中国語）対応とすること。

 - (2) 業務の内容
 - ア. 練供養等解説映像の制作 制作本数：4本以上
 - イ. 展示品等の3Dスキャニングの実施 実施点数：2点以上
 - ウ. 仮設映写設備の設置 一式

 - (3) 映像の構成
 - ア. 映像内容は以下のテーマとし、おおむね3分程度で4本以上制作すること。また、合算した映像を1本制作すること。
 - ①歴史的由来の紹介、伝承者の組織、生活とのかかわり、準備や練習の実態、伝承状況と変遷、伝承範囲や類似の事業、伝承者たちの姿、練供養の次第及び進行、練供養当日の状況を含む内容とすること。
 - ②練供養で各菩薩が練り歩く姿や所作等、民俗芸能を視覚的に伝えられる内容とすること。
 - ③練供養が1,000年紡いできた経過や、それを支える菩薩講を紹介し、その歴史を伝えられる内容とすること。
 - ④映像には字幕を用い、多言語化（英語・中国語）対応とすること。
 - イ. 小・中学校等の出張授業で、再使用可能な映像であること。
 - ウ. 3Dスキャニングを行ったデータを、制作映像に盛り込むこと。

- エ. 撮影時、4K以上の解像度を持ったカメラで撮影すること。
- オ. 映像は1080p以上の解像度のもの制作すること。
- カ. 撮影に際しては、カメラマン、照明技師、現場監督の最低3名は配置すること。
- キ. 編集に際しては、映像編集者、音声編集者、多言語化スタッフの最低3名は配置すること。
- ク. 映像の編集に際し、本仕様書に明記のある解像度を持った素材（映像や写真等）を既に所持している場合は活用する事を可能とする。ただし、撮影日等を成果品の資料で明示すること。
- ケ. 映像の編集に際し、高度な専門知識や制作技術を要する場合は、再委託の必要性を記した書類を提出の上、専門業者に再委託することを可能とする。

(4) 3Dスキャニングの構成

- ア. 以下の仕様以上を満たすレーザースキャナ機材を使用すること。
 - ①3D 精度（最大）：0.05mm
 - ②ポイント間隔（3D 解像度）：0.25mm
 - ③被写体長 3D 精度:±0.1mm
 - ④テクスチャスキャン：あり
- イ. フォトグラメトリ撮影においては35mmフルサイズセンサー搭載の一眼レフカメラ（SLR）を使用すること。
- ウ. 高額な機械設備を要するため、専門業者に再委託することも可能とする。

(5) 仮設映写設備の構成

- ア. 縦3m×横4m程度のスクリーンを準備すること。
- イ. 水平視野角140度以上を確保できるものとする。
- ウ. 投射距離を確保するため、別途プロジェクターを準備すること。

(6) その他の構成

- ア. 映像制作にあたっては制作スタッフや職員との打合せを最低6日以上確保し、情報の共有に努めること。
- イ. 撮影機材等を運ぶ際はバンを利用し、必要台数が多くならないように努めること。
- ウ. 成果物の電子データの保存媒体は、SSDを使用すること。

4. 成果品の納品

成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 映像データ・3Dスキャニングデータ | 一式 |
| ② 業務完了届 | 1部 |
| ③ 業務完了報告書 | 2部 |
| ④上記①～③の電子データ（PDF形式で保存したもの） | 一式 |

5. 業務上の留意事項

- (1) 本仕様書は、歴史博物館特別展映像制作等業務に適用する。

- (2) 請負者は、本業務の全部を第三者に委任してはならない。本業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類（再委託承認申請書）を提出し、発注者の承認を受けなければならない。本業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。なお、再委託の相手方がさらに委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類（再々委託届出書）を発注者に提出するものとする。
- (3) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を準用し、委託業務で制作したコンテンツに係る「知的財産権」を請負者から発注者に譲渡させることなく、請負者に帰属させる見込みだが、各号に規定される発注者への報告・承認等を請負者が承諾することを条件とする。また、業務に係る全ての成果品の著作権は請負者もしくは業務の性格に応じ請負者の再委託者や再々委託者に帰属するものとし、発注者は当該成果品に関し独占的利用許諾を有する。なお、請負者と発注者双方が覚書を取り交わす場合を除き、請負者は第三者に対し当該成果品を利用することを許諾してはならない。
- (4) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として請負者の負担とする。
- (5) 請負者は、市から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- (6) 請負者は関係する法令を遵守し、本業務の履行を行うこと。また、著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を使用する場合は、請負者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 成果物の提出場所は、葛城市歴史博物館とする。
- (8) その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、葛城市歴史博物館と協議し、その指示に従わなければならない。
- (9) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正することがある。

以 上